

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

日本国及びオーストラリア（以下個別に「締約国」といい、「両締約国」と総称する。）は、地域及び世界の平和及び安定に関する両締約国の共通の利益を認識し、

国際紛争の平和的解決並びに国際の平和及び安全の維持についての両締約国の相互の誓約に留意し、互恵的な防衛協力を円滑にするための法的枠組みを設けることにより、両締約国間の安全保障関係及び防衛関係を深めることを希望し、

一方の締約国の領域にいる間他方の締約国の訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることを希望し、国際法に基づく両締約国のそれぞれの義務を認識して、

次のとおり協定した。

## 第一条

この協定の適用上、

(a) 「文民構成員」とは、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であつて、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するもの（接受国に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。）をいう。

(b) 「部隊」とは、日本国については自衛隊をいい、オーストラリアについてはオーストラリア国防軍をいう。

(c) 「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊であつて、他方の締約国の同意を得て、第四条1に定義する協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいう。

(d) 訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属する者をいう。

(e) 「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車（モーターサイクル及び装甲車両を含む。）であつて、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。

(f) 「接受国」とは、訪問部隊若しくは文民構成員がその領域に所在する締約国又は文脈により当該締約国の領域をいう。

(g) 「派遣国」とは、訪問部隊又は文民構成員が属する締約国をいう。

## 第二条

この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。

## 第三条

接受国において、接受国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。

## 第四条

1 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用する。第二十三条1の規定及び同規定に基づく請求の解決に関連する他の規定は、部隊が接受国における協力活動の実施に伴い全ての国の領域の外側に位置する水域及び上空に所在することとなる場合には、当該水域及び上空において実施される協力活動

についても適用する。この協定のいかなる規定も、一方の締約国の部隊が他方の締約国の領域においてその同意を得ることなく活動を実施するための根拠となるものと解してはならない。

2 両締約国は、次のことを確保するため、自国の法令に従って協力し、及び必要な場合には適当な措置をとる。

(a) 協力活動が接受国の国家的利益又は接受国の部隊の出動準備若しくは能力に悪影響を及ぼさないこと。

(b) 協力活動が公共の安全に妥当な考慮を払って行われること。

(c) 協力活動が接受国への、接受国からの又は接受国内の航海、航空、電気通信又は陸上交通を不必要に妨げないこと。

3 この協定は、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊として行動する間のオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動についても適用しない。

4 この協定は、両締約国間で効力を有する現行の二国間協定の実施を制限し、又は妨げるものではない。

## 第五条

- 1 接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。
- 2 1に規定する訪問部隊の船舶及び航空機並びに公用車両並びに訪問部隊の構成員及び文民構成員は、協力活動のため、第八条の規定に従って訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域へのアクセス並びにこれらのもの間の移動を認められる。
- 3 2の規定の適用上、両締約国は、訪問部隊が使用する経路について事前に協議する。接受国は、当該経路を定め、接受国内の移動に制限を課し、並びに特定の区域、空間及び施設へのアクセス並びにこれらのものの通過を禁止することができる。
- 4 訪問部隊の船舶及び航空機は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の港及び飛行場へのアクセス並びにこれらのものの使用のため、租税、入港料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であるものを除く。）について、接受国の法令に従って接受国の部隊の船舶及び航空機に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定

めることのできる範囲に限る。

5 公用車両は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の道路の使用のため、租税、道路使用料、手数料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であるものを除く。）について、接受国の法令に従って接受国の部隊の車両に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。

6 訪問部隊の船舶は、接受国の法令に従って強制水先に服するものとし、水先人を使用する場合には、派遣国は、相当する料率で水先料を支払う。

7 この条の規定の適用上、船舶又は航空機について「訪問部隊の」というときは、専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機を含むものとする。

#### 第六条

1 派遣国は、この協定に従って接受国に入国し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。

2 1の規定並びに入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成

員及び文民構成員は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除されるものとし、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

3 2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。

4 訪問部隊の構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a) 派遣国が発給する有効な旅券又は防衛隊の身分証明書

(b) その個人又は集団が有する訪問部隊の構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書

5 文民構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a) 有効な旅券

(b) その個人又は集団が有する文民構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給す

る個別的又は集団的旅行の証明書

6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国にいる間の身分証明のため、要請により、接受国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書を提示する。

7 訪問部隊の構成員及び文民構成員の接受国への入国については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用する。

8 接受国の国民又は接受国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない者が接受国にいる間に訪問部隊の構成員又は文民構成員でなくなる場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a) 必要とされる合理的な事項を示して接受国に速やかに通報すること。

(b) 接受国の要請により、その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに行うこと。

(c) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

9 接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a) その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに行うこと。



(b) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

10 派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。

#### 第七条

1 この条の規定の適用上、「税」とは、輸入又は輸出に当たって納付すべき租税、手数料、課徴金又は調整金（売上税、関税、消費税並びに物品及びサービス税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の使用料にすぎないものを除く。

2 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。特に、当該輸出入当局は、接受国の法令に基づいて次の権利を有する。

(a) 調査及び関連する職務を行う権利

(b) 訪問部隊の構成員又は文民構成員を搜索する権利

(c) 手荷物、貨物及び車両を検査する権利

(d) 物件を差し押さえる権利（当該物件は、両締約国間における協議の後、派遣国に還付されることがある。）

3 2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国の税関当局は、必要な場合には、調査及び物件の差押えの実施について相互に援助する。

4 派遣国の公用の封印がある公文書は、不可侵とする。当該公文書の包装には、公文書のみが封入されていることを確認する派遣国が発給する証明書を添付する。

5 訪問部隊は、公用車両を含む全ての資材、需品及び備品であって、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものであり、かつ、輸入の時に訪問部隊又は文民構成員による売却を目的としないものを税の免除を受けて接受国に輸入することができる。派遣国は、接受国の当局によって要求される場合には、当該資材、需品及び備品が専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために輸入されることを確認する必要な書類を接受国の関係当局に提出する。

6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、次の全ての条件が満たされる場合には、合理的な数量の身回品、家具及び家庭用品（自動車、紙巻たばこ、葉巻たばこその他のたばこ及びアルコール飲料を除く。以下

「個人用品」と総称する。)を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。

(a) 当該個人用品が、接受国が定める手続(接受国の当局によって要求される場合には、当該個人用品が私用のためのものであることを確認する必要な書類の提出を含む。)に従って輸入されること。

(b) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。

(c) 当該個人用品が当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員によって引き続き使用され、所有され、及び占有されること。

7 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、6に定める条件と同一の条件が満たされる場合には、一台の自動車に税の免除を受けて接受国に輸入することができる。この条の規定は、当該自動車について納付すべき他の租税の免除を与える義務を定めるものではない。

8 訪問部隊は、5に規定する要件に従うことを条件として、公用車両並びに訪問部隊及び文民構成員が所有する船舶及び航空機並びに専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機において専ら公用のために使用するために、全ての燃料、油脂及び潤滑油を税の免除を受けて接受国に輸入し、

及び接受国から輸出することが認められる。

9 5から8までの規定により税の免除を受けて輸入された物品は、

(a) 税の免除を受けて輸出することができる。もつとも、接受国の関係当局は、輸出される物品が5から8までに定める条件に従って輸入されたことの確認を求めることができる。

(b) 税の免除を受けて当該物品を輸入する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。

ただし、接受国が認め、かつ、接受国の法令（そのように処分される物品について納付すべき税の納税義務に関するものを含む。）に従って行われる場合は、この限りでない。

10 5から8までの規定によつて与えられる免除は、物品の輸入及び輸出についてのみ適用するものとし、税が既に徴収された物品を接受国において購入する場合に、当該税の還付を要求するものと解してはならない。

11 派遣国は、この条の他の規定が適用される場合を除くほか、訪問部隊、その構成員及び文民構成員が接受国に支払うべき税及び罰金を支払うことを確保するための適当な措置をとる。

## 第八条

1 派遣国は、接受国における協力活動の実施のために訪問部隊及び文民構成員が必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての要請を接受国に提出することができる。接受国は、当該要請に対処するために妥当な努力を払う。当該アクセス及び当該利用のための条件は、派遣国との協議を通じて接受国が決定する。

2 接受国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の全般的な管理について責任を負う。

## 第九条

1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の事前の同意を得て、かつ、両締約国が必要に応じて相互に決定する取決めに従うことを条件として、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。

2 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の関係当局との取決めに従い、協力活動に関連する公用通信のために電気通信及び情報システムを運用することができる。

3 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令及びサービス・プロバイダが定めるそれぞれの条件に従うことを条件として、接受国において公に提供される通信サービスを利用することができる。

#### 第十条

1 接受国は、自国における車両の運転のための最低年齢に関する要件に従うことを条件として、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課することなく、公用車両の運転のために有効なものとして承認する。

2 公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によって要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給する運転許可証若しくは運転免許証を取得する。

3 公用車両（接受国において賃借される車両を除く。）には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。もつとも、接受国によって登録されることを要求されない。

4 訪問部隊の構成員及び文民構成員に帰属する私有車両については、接受国の国民に適用される条件と同様の条件で、登録し、かつ、接受国の関係当局が発給する登録番号標を付ける。

## 第十一条

1 派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許及び資格であつて最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、2の規定に従うことを条件として、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められるものとし、接受国により、訪問部隊の構成員又は文民構成員として当該公務を執行するためのいかなる許可（免許の形式であるかどうかを問わない。）も取得することを要求されない。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国において訪問部隊の構成員及び文民構成員のために治療を行うこと、医薬品を処方し、及び調剤すること並びに医療用製品又は医療機器を使用することを認められる。当該医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のために治療を行つてはならず、医薬品を処方し、又は調剤してはならず、また、医療用製品又は医療機器を使用してはならない。

## 第十二条

訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によつて認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活

動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。

### 第十三条

訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許される。

### 第十四条

1 訪問部隊は、この条の規定に従うことを条件として、接受国において協力活動を実施するため、武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。

2 1に規定する武器、弾薬、爆発物及び危険物は、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において訪問部隊が輸送し、保管し、及び取り扱う。

3 派遣国は、接受国における協力活動のために輸入する武器、弾薬、爆発物及び危険物の種類、数量及び輸送日程を接受国に事前に通報する。

### 第十五条

1 接受国は、自国の法令に従い、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報を保護するために適当な措



置をとる。

- 2 この協定に従って両締約国間で伝達される全ての秘密情報は、適用可能な情報の保護に関する両締約国間の協定及び取決めの適用を受け、並びにこれらによって保護される。

#### 第十六条

- 1 派遣国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員が接受国への入国の際に協力活動を実施することに健康上適していること（歯に関する事項を含む。）を確保する。

- 2 訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療（歯科治療を含む。）又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。

#### 第十七条

- 1 訪問部隊及び文民構成員は、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。

2 1の規定に基づき租税その他これに類する公課の免除を受ける資材、需品及び備品は、接受国が認める場合を除くほか、租税その他これに類する公課の免除を受けて当該資材、需品及び備品を取得し、又は利用する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。

3 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国における資材、需品、備品及び役務の個人的な取得又は利用に対する租税その他これに類する公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

4 訪問部隊又は文民構成員が接受国において現地の労働者を雇用する場合には、雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利については、接受国の法令を遵守するものとする。

## 第十八条

1 各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。

2 両締約国がこの協定又は協力活動の実施に関連する参加のための費用を分担することを決定する場合に、当該費用は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、比例の原則を考慮して衡平の原則

に基づいて分担する。

## 第十九条

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員の租税（この協定の他の規定に定める租税を除く。）を納付する義務は、両締約国の関係法令及び当該租税に関する両締約国間の協定（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための両締約国間の協定を含む。）により規律される。

## 第二十条

1 両締約国は、環境、文化遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請により、接受国において環境、文化遺産又は人の健康及び安全に影響を及ぼし得る問題について協議し、及び適当な情報を交換する。

3 派遣国は、接受国の法令を考慮して、第二十七条の規定に基づいて設置される合同委員会を通じた両締

約国間における協議の後、環境、文化遺産又は人の健康及び安全に対する損害又は損害のおそれに対処するための適当な措置を接受国と協力して速やかにとる。

## 第二十一条

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、派遣国の法令に従って派遣国の国家的な指揮及び全般的な管理の下に常に置かれるものとする。

2 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事裁判権を接受国内で行使する権利を有し、及び懲戒の裁判権に関する専属的な権限を有する。

(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国内で犯す罪であって接受国の法令によって罰することができるものについて刑事裁判権を有する。

3 (a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって罰することができる罪であって接受国の法令によっては罰することができないもの（派遣国の安全に関する罪を含む。）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国の法令によって罰することができ  
る罪であつて派遣国の法令によつては罰することができないもの（接受国の安全に関する罪を含む。）  
について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c) この3及び4の規定の適用上、締約国の安全に関する罪には、次のものを含む。

- (i) 当該締約国に対する反逆
- (ii) 妨害行為（サボターージュ）、ちよう謀報行為又は当該締約国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令  
の違反

4 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定を適用する。

(a) 派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第  
一次の権利を有する。

(i) 専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員  
の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。

(d) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があつたときは、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

5 (a) 両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び2から4までの規定に従って裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。

(b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c) 接受国の当局は、派遣国の当局に対し、訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕を速やかに通報す

る。

6 (a) 両締約国の当局は、訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、可能な限り相互に援助する。ただし、当該物件の引渡しは、引渡しを行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができるものとする。

(b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c) 両締約国の当局は、裁判権を行使する権利が競合する全ての事件の処理について相互に通報する。

7 被告人がこの条の規定に従って一方の締約国の当局により裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の締約国の当局は、同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。この7の規定は、派遣国の当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員を、その者が接受国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作

為又は不作為から生ずる規律の違反について、裁判することを妨げるものではない。

8 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の裁判権に基づいて訴追される場合には、いつでも、次の権利を有する。

- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 防御を準備するための合理的な時間を確保するため公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 自己の防御のために証拠を提出する権利及び証人が接受国の管轄内にいるときは強制的な手続により当該証人を求める権利
- (e) 自己の防御のために自己の選択する弁護人を持つ権利又は接受国において通常行われている条件に基づき費用を要することなく若しくは費用の補助を受けて弁護人を持つ権利
- (f) 派遣国の代表者と連絡する権利及び裁判所の規則が認めるときは自己の裁判に当該代表者を立ち会わせる権利



(g) 自己の裁判に出席する権利。裁判は、公開で行う。ただし、この8に定める最低限度の基準に影響を及ぼすことなく、裁判所が公の秩序、公共の安全又は公衆の道徳を理由として決定するときは、他の者を出席させないことができるものとする。

(h) 接受国の法令に従うことを条件として保釈される権利

(i) 自己に不利益な供述を強要されない権利

(j) 実行の時に接受国の法令により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされない権利

9 接受国において抑留され、又は拘禁されている訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国の法令に従うことを条件として領事官の訪問を受ける権利を有する。

10 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪についても適用しない。

## 第二十二條

1 両締約国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の安全並びに訪問部隊及び文民構成員の財産、公務上の記録及び情報の安全を確保するため、接受国の法令に従って協力し、及び適当な措

置をとる。

2 派遣国は、3の規定に従うことを条件として、訪問部隊内に警務隊を保持する権利を有する。

3 派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によって権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとする。

### 第二十三条

1 各締約国は、次の事項についての他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。

(a) 次の場合には、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害（利用価値の喪失を含む。以下この条において「損害」という。）及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡。ただし、当該損害又は当該負傷若しくは死亡が当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによって生じたと両締約国が相互に決定する場合を除く。

(i) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員によりこの

協定に基づく協力活動に関連する公務の執行に従事している間に生じた場合

(ii) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国が所有する車両、船舶又は航空機であつて当該他方の締約国の部隊又は文民要員がこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行のために使用しているものの使用から生じた場合

(b) 海難救助。ただし、救助された船舶又は積荷が、いずれかの締約国が所有し、かつ、当該締約国の部隊がこの協定に基づく協力活動に関連する公用のために使用しているものであつた場合に限る。

2 1 (a)の規定の適用上、損害、負傷又は死亡についての請求権がいずれかの締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じたと両締約国が相互に決定する場合には、その決定は、その事実について最終的なものとし、当該部隊の構成員又は文民要員が属する締約国のみがその請求に対する責任に係る費用を負担する。両締約国は、当該費用を負担する締約国が当該請求を満たすために支払うべき最終的な額について協議する。

3 両締約国は、一方の締約国が所有するその他の財産に対し1 (a)に規定するようにして生じた損害についての当該一方の締約国の他方の締約国に対するその他の請求の解決について協議する。当該請求を満たす

ために要した費用は、5 (e)の規定に従って両締約国が分担する。

4 1及び3の規定の適用上、「締約国が所有」するときは、次に掲げる物を含むものとする。ただし、損失の危険又は責任が当該締約国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。

(a) 船舶については、当該締約国が裸用船として賃借し、又は裸の条件で徴発した船舶

(b) 車両又は航空機については、専ら当該締約国が賃借した車両又は航空機

5 公務執行中の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又は訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が次の規定に従つて処理する。

(a) 全ての請求は、接受国の部隊の行動から生ずる請求権に適用される接受国の法令に従つて提起し、審査し、解決し、又は裁判する。接受国は、裁判することとなる場合を除くほか、派遣国と協議して当該請求を解決する。

(b) 接受国によって申立人との間で合意され、又は裁判によって決定された額の支払は、接受国ができる限り速やかに自国の通貨で行う。

(c) 接受国は、派遣国に対し、全ての請求に関する事項を通報し、自国による当該請求の処理について随時通報する。接受国は、当該請求に対する抗弁及び当該請求の解決について派遣国の合理的な依頼を考慮する。

(d) 接受国がこの5の規定に従って支払を行った各請求は、その明細及び(e)の規定による分担案とともに派遣国に通報する。二箇月以内に派遣国の回答がなかった場合には、その分担案は、派遣国が受諾したもののみならず。

(e) (a)から(d)までの規定に従って請求を満たすために要した費用（接受国が当該請求の処理において負担した合理的な費用を含む。）は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国が次のとおり分担する。

(i) いずれかの締約国のみが損害、負傷又は死亡について責任を負う場合には、当該締約国は、当該請求に係る費用の全額を単独で負担する。

(ii) 両締約国が損害、負傷又は死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができる場合には、各締約国は、解決のために合意され、又は裁判によって決定された額のうち

ち自国の責任の程度に相当する部分を負担する。

(iii) 両締約国が損害、負傷若しくは死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができない場合又は損害、負傷若しくは死亡が両締約国によって生じ、かつ、当該損害、負傷若しくは死亡についていずれかの締約国の責任として特定することができない場合には、解決のために合意され、又は裁判によって決定された額は、両締約国が均等に分担する。

(f) この5の規定に従って処理する各請求であつて(e)の規定による比率に基づく分担案が(d)の規定に従つて受諾されたものについて接受国が直前の六箇月の期間内に支払った額の明細書は、償還の要請及び支払の明細とともに六箇月ごとに派遣国に送付する。当該償還は、できる限り速やかに、かつ、派遣国が当該明細書を受領した日から遅くとも二箇月以内に接受国の通貨で行う。

(g) 請求を満たす額の接受国による支払（合意による解決に従つて行われたものであるか接受国の権限のある裁判所による裁判に従つて行われたものであるかを問わない。）は、(d)から(f)までの規定の適用を妨げることなく、当該請求に対する責任を完全に解除するものとする。当該支払又は支払を認めない旨の接受国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両締約国に対し拘束力を有する最終的なものとする。

る。

6 5の規定は、次の請求権については、適用しない。

(a) 民間の保険による填補の対象となる公用車両の使用から生ずる請求権（当該保険による填補の対象となる範囲に限る。）

(b) 契約による請求権。契約から生ずる請求権は、関連する契約の内容に従って処理する。いずれの締約国も、第三者に対する責任に関する他方の締約国の契約者に対する請求について当該契約者に補償しない。

(c) 船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害についての請求権（5(e)の規定が3に規定する請求権に適用される範囲を除く。）。ただし、両締約国が相互に決定する海事に関する請求権については、この限りでない。

7 両締約国は、関係当事者の間で解決される場合を除くほか、この協定に基づく協力活動に関連する請求権であってこの条の他の規定の対象とならないもの（訪問部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中以外の作為又は不作為であって、接受国の領域において負傷若しくは死亡をもたらし、又は財産に対する損害

を与えたものから生ずる請求権を含む。) について協議する。

8 両締約国は、接受国の権限のある裁判所が請求について裁判する過程において決定する場合を除くほか、請求権が公務執行中の作為又は不作為から生じたものか公務執行中以外の作為又は不作為から生じたものかについて協議し、及び相互に決定する。

9 一方の締約国がこの条に規定する請求についての通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。

10 両締約国は、自国の法令によって認められる範囲内で、この条に規定する請求の公平な審理及び処理のため、関連情報の提供並びに証拠の収集及び提出について協力する。

11 派遣国は、接受国の要請により、接受国の法令に基づき強制執行を行うべき私有の動産であつて訪問部隊又は文民構成員が使用している区域内にあるものを接受国が差し押さえることを援助する。

12 (a) 派遣国は、訪問部隊の構成員又は文民構成員に対する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならない。

(b) (a)の規定は、接受国の法令に定める執行手続に関する免除を放棄するものと解してはならない。



13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権については、適用しない。

14 この条の規定の適用上、

(a) 「文民要員」とは、派遣国については文民構成員をいい、接受国については接受国の部隊に雇用され、又は当該部隊に勤務する接受国の文民たる職員（当該部隊又は当該部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。）をいう。

(b) 「重過失」とは、明白な危険の重大な軽視をいう。

#### 第二十四条

1 一方の締約国が事故又は事件の通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。通報すべき事故又は事件は、両締約国が相互に事前に決定する。

2 両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機若しくは専ら派遣国の使用若しくは任務のための船舶若しくは航空機が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。

#### 第二十五条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。接受国は、派遣国に対して合理的な事前の通報を行うことなく死亡者を特定する事項が公表されないことを確保するよう努める。

2 両締約国は、死亡事案に関するその他の全ての事項（訪問部隊の構成員又は文民構成員の遺体及びその関連する身回品の特定、処理、送還及び処分を含むが、これらに限定されない。）のための手続を定める。

#### 第二十六条

両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用又は悪用を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。

#### 第二十七条

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、その手続規則を定める。合同委員会は、特定の問題を取り扱う作業部会を設置すること

ができる。

- 3 合同委員会は、いずれかの締約国の要請によりいつでも会合する。
- 4 合同委員会は、各締約国の代表者をその共同議長とする。
- 5 合同委員会は、問題を解決することができない場合には、適当な経路を通じた更なる検討のために、その問題をそれぞれの締約国の政府に移すものとする。
- 6 両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めを行うことができる。

#### 第二十八条

この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決する。

#### 第二十九条

- 1 この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後五日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約国間の書面による合意によって改正することができる。改正は、両締約国によりそれぞれ国内手続に従って承認されるものとし、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

3 (a) 各締約国は、他方の締約国に対して六箇月前の書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

(b) この協定の終了においても、費用、裁判権又は請求権に関する履行されていない義務は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、履行されるまで引き続き拘束力を有する。

(c) この協定の終了の後においても、情報の保護に関する義務は、引き続き拘束力を有する。

4 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年一月六日に東京及びキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸田文雄

オーストラリアのために

S・モリソン

## 附属書（第二十一条関係）

- 1 派遣国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定の実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。
- 2 両締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。
- 3 2に規定する場合を除くほか、一方の締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助を提供しないことを他方の締約国に認めることについての当該他方の締約国からの要請に対して好意的な考慮を払う。
- 4 2の規定に関し、一方の締約国の当局が第二十一条5(a)に規定する援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、直ちに他方の締約国と協議する。
- 5 第二十一条5(a)の規定に関し、一方の締約国の当局が引渡しを求められている者の他方の締約国への引

渡しについて援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請により、自国の法令によって認められる範囲内で、訴追のため自国の当局に事件を付託する。

6 両締約国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定に基づいて相互に援助する義務を負うが、いずれかの締約国の当局がこれらの規定によって認められる範囲内で援助を提供しない場合には、これを1に規定する妨害と解してはならない。

7 接受国の裁判権に基づいて抑留され、拘禁され、又は訴追される訪問部隊の構成員又は文民構成員は、第二十一条8に定める手続上の保障に加え、次の手続上の保障を受ける。

(a) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留されず、又は拘禁されないものとし、正当な理由がなければ、拘禁されない。

(b) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の法令に従い、残虐な刑罰を科されない。

(c) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、裁判の前の拘禁の合法性について異議を申し立てる権利を有する。



(d) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に不利な証人に対する反対尋問を行う権利を有する。

(e) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己が必要と認めるときは、接受国の法令に従い、有能な通訳を用いる。

8 派遣国は、要請により、いつでも、訪問部隊の構成員又は文民構成員で接受国によって拘禁されているものに接見する権利を有する。